中労委、昭46不再２、昭47.10.18

命　　令　　書

再審査申立人　　総評全国金属労働組合東京地方本部東京整機支部

再審査被申立人　　東京整機工業株式会社

再審査被申立人　　株式会社　東京自働機械製作所

主　　文

本件再審査申立てを棄却する。

理　　由

第１　当委員会の認定した事実

１　当事者

⑴　再審査申立人総評全国金属労働組合東京地方本部東京整機支部（その前身である昭和41年２月15日に結成された東京整機工業労働組合が昭和43年４月総評全国金属労働組合東京地方本部に加盟したのにともない名称を変更したもので、以下ともに「組合」という。）は再審査被申立人東京整機工業株式会社の従業員が組織した労働組合であり、その組合員数は昭和44年５月当時は24名であったが、その後漸減して初審終結時までに９名になり現在にいたっている。

⑵　再審査被申立人東京整機工業株式会社（以下「東京整機」または「会社」という。）は、肩書地において、再審査被申立人株式会社東京自働機械製作所の包装機械の下請加工および各種機械器具の設計、製造、販売、更生修理等を営み、昭和43年７月当時68名の従業員を有していた会社であったが、後記のように昭和44年５月31日解散し現在

清算中である。

⑶　再審査被申立人株式会社東京自働機械製作所（以下「自働機械」という。）は、肩書地に本店を千葉県柏市に主たる工場を持ち、専売公社の煙草製造用機械の設計、製作加工、修理等を業としている会社で、昭和43年３月当時における資本金は１億6,500万円、従業員数は約370名である。

⑷　東京整機と自働機械の関係について

東京整機は、昭和38年４月１日、自働機械のサービス部門と部品加工部門の仕事を下請することを主たる業務に予定して、またその工場についても、自働機械の東京工場（東京都足立区）が千葉県柏市に移転することになっていたので、同工場跡を借り受ける予定で、資本金200万円により設立された会社である。会社の社長には自働機械の取締役であったＢ１が、また取締役には専売公社の調査役であったＢ２と自働機械の製造部次長であったＢ３が就任したほか、自働機械の取締役であるＢ４とＢ５がそれぞれ非常勤の取締役と監査役を兼任した。また、会社の株式は、自働機械が50％、前記Ｂ１が10％、自働機械の役員６名が各５％、東京整機の役員２名が各５％を所有した。

東京整機は、昭和38年８月に自働機械の東京工場が千葉県柏市に移転を終えたので、翌９月１日から同工場跡（建物および敷地）を借り受け、また従業員については、公共職業安定所に依頼したり、東武・京成両線の主要駅に募集広告したりあるいは採用された者の縁故によるなどして採用し、工場の作業を開始した。こうして発足した会社の受注量の大部分は自働機械からのものであったが、わずかながらオリンパス工業株式会社等とも取引きがあった。

昭和43年５月29日Ｂ１社長が退任し、その後任として前記Ｂ４が就任したが、同人は自働機械の株主中昭和43年３月当時個人ではＣ１（自働機械会長）、Ｃ２（自働機械取締役）に次ぐ第３番目の大株主（所有株式125,515株、発行済株式総数に対する所有株数の割合3.8％）であり、また東京整機社長就任後も自働機械の取締役、総務部長を兼ねていた。

２　昭和43年度賃金値上げ・夏季一時金の交渉をめぐる紛争

⑴　組合は、昭和41年２月15日の組合結成以来昭和43年までの間は、昭和42年の夏季および年末に一時金要求に関連して若干の残業拒否を行なった程度であったが、昭和43年に入ると、まず同年の賃上げ要求に関連して３月から４月までの間時限ストライキ（数回）・残業拒否・出張拒否などを行ない、つづいて６月からは夏季一時金要求に関連して11月の解決にいたるまで時限ストライキ（約20回）・残業拒否・出張拒否などを行なった。

⑵①　Ｂ４社長就任直後の言動について

イ、前記のとおりＢ４は、昭和43年５月29日Ｂ１前社長退任により、東京整機の社長に就任した。

ロ、Ｂ４新社長は翌30日全従業員を集めて行なわれた新旧社長のあいさつにおいて、(ｲ)生産性向上、(ﾛ)労使協議、および(ﾊ)成果配分の３つを柱にして「企業は生活共同体である。」旨を話し、今後はそのことをモットーにしてやって行こうとあいさつした。

ハ、組合が６月10日夏季一時金等に関する要求を出したところ、Ｂ４社長は翌11日申入書と題する文書を組合あてに発したが、それには、(ｲ)労使生産協議会設置の件と(ﾛ)現場技能者に個人標準作業量を設定するの件について申入れをするから６月17日までに回答するように記されていた。

ニ、Ｂ４社長は、６月13日全従業員を集めて、先に組合に申入れた「労使生産協議会」と「個人標準作業量」のことについて説明を行なったが、その時に、「全国金属は闘争至上主義である。アカの組合である。」「争議行為は一切しては駄目だ、やるならば処分する。」「私の方針についてこれないものはやめてもらう。」などと発言した。

ホ、また、Ｂ４の社長就任と時を同じくして、会社は従来自由であった掲示板への組合文書の掲示につき一方的に許可制を実施し、また、団体交渉時の賃金を控除するように変更した。

② Ａ１副委員長に対するＢ４社長の言動について

Ｂ４社長は、昭和43年７月中旬、Ａ１副委員長に対し、組合員の信望が厚いＡ２初代委員長やＡ３前委員長らと協力して一時金問題を解決してほしい、３人でイニシアチブをとってやって行くならば解決できるだろう、私も組合が私のいうことを聞けば先の会社提案にはこだわらないし、また一時金もすぐ払いましょうなどと働きかけ、また全国金属労働組合を脱退することがのぞましいとも述べた。

③ 従業員宅訪問について

Ｂ４社長は、昭和43年７月末の３日間と８月15日から18日にかけて、全従業員の自宅を歴訪し､各家庭において､夏季一時金の支給がおくれていることに関連して、会社の経営状況にもふれ、「会社はこういう現状（注、経営の苦しい現状を指す。）ではあるけれども、組合の方と手を結び合って私が今提案しているようなことができれば、明るい豊かな生活を築きあげる自信をもっている。」「労使協議制をつくり上げなければしようがないのだ。」などと話す一方、「今の組合は三役がアカで皆がそれに引っぱられている。」「今の組合のやり方では会社がつぶれてしまう。」「Ａ１君は将来工場長にもと考えているんだから、早く（一時金問題を）なんとかまとめるよう家族からも説得してもらいたい。」「Ａ４委員長・Ａ６書記長ははなしにならないから将来なんとかしなければならない。」などと語った。なお、社長が従業員の自宅を訪問したのはこれがはじめてである。

④ 従業員宅への手紙について

会社は、昭和43年の７月と８月の２回、従業員とその家族にあて手紙などを送った。７月の手紙では、会社の３月の決算が赤字となったことを述べ、生産性向上・労使協議制が会社の発展のためにどうしても必要なことを強調して、一時金問題の解決につき家族からの力ぞえを要請するなかで、前社長が「労働組合の年末闘争、春季闘争にお相手しているうちに」健康を害し辞職したなども述べ、また８月の手紙では、会社の経営状況が悪化してきていることを述べて「この様な状況では会社はつぶれてしまいます。」と訴えたうえで、アンケート用紙（記名式・返信用封筒つ

き）を同封し、従業員に回答を求めた。同アンケートは６つの質問からなり、そのなかには、「会社がつぶれることは、しかたがないか、つぶれない方がよいか」（第１問）とか、「会社が平和になり、生産を順調にするためには闘令至上主義でいくべきか、労使協議の姿であるべきか」（第３問）などとあり、どちらかの回答を選ぶようになっていた。

⑤　Ａ５執行委員に対する懲戒解雇について

昭和43年８月２日午後２時頃会社は、組合の執行委員Ａ５に対し懲戒解雇を申し渡した。これは同日12時45分からＢ４社長が全従業員を集めて会社の実績等を説明して、「私とともにこの企業をやっていけるものは手をあげてもらいたい。私についてこられないものは手をあげてもらいたい。」などと賛否を問う発言をしていた席上で、Ａ５が、会社の業績が悪いのは組合の責任ではないとか組合三役の留守中にこういう説明会を開くのは組合に対する分裂工作だなどと発言し、同会場から組合員が退場するなど混乱したことを理由とするものである。なお、Ｂ４社長は同月18日、Ａ１副委員長との私的会談のなかで、組合が夏季一時金についての会社案をのめばＡ５の解雇は撤回してもよい旨語っている。

⑥　料亭「びわこ」での会合について

昭和43年８月20日頃、組合のやり方に批判的なＣ３、Ｃ４らの組合員10余名が料亭「びわこ」に会合したが、これに会社側からＢ４社長、Ｂ３部長、Ｂ６課長が出席してあいさつした。この会合のあと、Ｃ３ら当日の出席者全員が組合を脱退した。

⑦　組合三役に対する懲戒処分について

昭和43年８月27日会社は、無断職場離脱を理由にＡ４委員長を停職15日、Ａ６書記長を出勤停止10日、Ａ１副委員長を賃金10分の１減給１ヶ月間の各懲戒処分に付した。

⑶　組合は、上記Ａ５らの処分につき東京地方裁判所に仮処分の申請をしていたが、その後、同裁判所の勧告もあり、組合・会社間において交渉の末、同年11月６日和解が成立し、一時金問題の解決と同時に上記処分は全て撤回された。なお、この和解にお

いて、会社は、従来から提案していた「労使生産協議会設置の件」や「標準作業量設定の件」を撤回しているが、これは、会社において、同提案が一ぺんに決着のつく問題ではないことを認め、今後時間をかけて解決して行こうと考えたことによるものである。

3　昭和44年度賃上げ要求から会社解散までの経緯

⑴　組合が昭和44年３月１日、１万円の賃金値上げ等の要求をしたあと組合・会社間において、同問題につき、東京都地方労働委員会のあっせん（不調に終った）をも含め、交渉が重ねられたが４月７日の第３次回答6,392円を最後に会社の回答は伸びず、未解決のまま５月31日の会社解散となった。

⑵　組合は、同要求に関連し、昭和44年３月17日から４月16日までの間ストライキ（５回）・残業拒否を、また５月６日以降出張拒否を行なった。

なお、組合は４月16日のスト通告の際、同ストライキは４月11日の団体交渉中、会社の了解のもとに自働機械が、会社で組立て中の機械を自社に引き上げたことに対する抗議である旨を述べた。組合は５月15日会社に申入書を送り、「組合員および非組合員は仕事を探すのに苦しんでいる状態である。」から、仕事を与えて正常な作業ができるよう重ねて要求している。

⑶　一方、会社は組合に対し再三、会社の実情を認識してストライキなどを中止してほしいと要請した。

また、昭和44年５月に入ってからは会社は組合に対し、①まず、５月７日付けの文書を送り、昭和43年度（昭和43年４月１日から昭和44年３月31日まで）は莫大な欠損金を生じたこと、その原因は労使紛争の長期化、多数従業員の退職による生産の低下、経営の不手際であると考えることなどを述べたあと、会社は、「存亡の運命を決する重大な時に際し」、「会社再建のために実施すべきこと」として、「出勤率95％以上を確保するため全社員は体調を整え、睡眠を十分にとり生活を規律正しくして不摂生を避ける。」ことなどを提案するから、協力してほしいと要請した。②つづいて、会社は申入書と題する５月10日付けの文書を組合に送り、昭和43年度の決算は1,600万円

の赤字となったことなどを述べ、今後は「給料の高さに応じた作業量を定めて、必ずこれを実施完遂する。」との案を「企業再建の鍵」となるものとして提案し、５月13日までに回答するように求めた。そして、同申入書の最後には、本申入書の趣旨に賛同しないときは「会社再建も不可能となるので」積極的に賛同してほしいと記されていた。③さらに会社は、５月15日付けの回答書と題する文書で、先の提案に回答がないのは「再建に協力しない態度を表明したものと認められる。」が「この結果、会社の企業は再建が不可能となるであろうと思われる。」こと、会社の回答額は、組合が会社の提案に賛同し、協力体制が確立されることを前提とした場合の最高額であるので会社の「運命を決する重大時機」に際し申入書と回答額とを受諾し労使協調路線をつくりあげることを要望した。

⑷　同じ５月15日会社は他方で、株主あてに５月30日開催の定時株主総会招集通知を発送した。同通知に添付された総会の第３号議案「会社の現状報告ならびに再建の件について」の説明には、今期決算において「莫大な欠損金」を生じた原因の主なるものは「対労働組合との長期紛争にある」こと、前年３月以来の争議行為と「この組合の苛烈な行動に批判的で穏健な思想をもつ者」が十数名会社を退職したことにより、生産が著しく低下し、売上げも減少して経営が困難となったこと、さらに今度のベース・アップの要求も十数回の団交にもかかわらず、組合は歩みよる姿勢なく会社の提案についても協力しようとしないので解決する見通しが立たないことなどが記載されていた。

⑸　昭和44年５月28日組合は、会社に対し６月４、５日頃団体交渉を行ないたい旨申入れたがＢ４社長はこれに対し、５月30日の株主総会のすむまではどうなるかわからないから、６月以降については約束できぬと断った。

⑹　昭和44年５月30日、午後１時から会社に近い自働機械本社会議室で定時株主総会が開かれた。Ｂ４社長は第３号議案につき説明しこれ以上経営をつづける自信を失ったと話した。質疑応答のあと、Ｂ４社長の自信喪失などの話を聞いていた株主のＣ１（自働機械会長）が会社解散の緊急動議を提案し、第４号議案として採択された。このあ

と、株主・自働機械の代表者Ｃ５からの要請で休憩に入り、別室においてＢ４を除く自働機械の全役員が緊急取締役会を開いた。再開された株主総会は５月31日に会社を解散することを満場一致で可決した。なお清算人はＢ４が選任された。

⑺　翌31日朝会社は、従業員に対し全員を解雇する旨を通告し、予告手当と退職手当を支給することおよび今後の就職のあっせんには誠意をもってあたることを約した。従業員45名中、非組合員21名と組合員15名の計36名がすでに退職に同意し上記手当等を受取っているが、現在なお組合員９名が解雇を承認せず、手当等の受領を拒んだままでいる。なお、退職した従業員のうち６名（いずれも非組合員）はその後、自働機械の採用試験を受け同社に就職した。現在の会社は、上記９名との問題のほかは、若干の清算手続きを残すのみとなっている。

以上の事実が認められる。

第２　当委員会の判断

再審査申立人は、初審命令が東京整機の解散にともなう営業の廃止および組合員の解雇は労働組合法第７条に該当するとしながら、その救済として事業の再開と原職復帰、バックペイを求める申立てをいずれも棄却したこと、ならびに、自働機械に対する救済申立てを却下したことを不服として再審査を申し立てているので、以下判断する。

１　東京整機の事業再開および原職復帰、バックペイについて

再審査申立人は、不当労働行為である企業閉鎖およびそれにともなう組合員の解雇については、事業の再開と原職復帰、バックペイを命ずるべきであると主張し、これに対して再審査被申立人らは、企業閉鎖は経営不振によるものであり不当労働行為でないと主張するが、前記第１認定の諸事情からみて、東京整機の解散にともなう営業の廃止と組合員の解雇は、労働組合法第７条に該当する不当労働行為とした初審判断と同一であるので、これを引用する。

その救済方法として、再審査申立人の主張するとおり事業の再開と原職復帰、バックペイを命じうるかであるが、初審判断のとおり、少なくとも現在の時点では事実解散したと判断する外ない東京整機に対し、事業の再開を命ずることはできないし、また自働

機械に対して命令しえないこと後記２のとおりであるので、再審査申立人の主張は採用しがたい。また、原職復帰、バックペイについても、会社は昭和44年５月31日解散し、清算に入ったが、同31日以後は従来の業務を全く行なっておらず、また、その再開の見通しもない現状においては、「原職または原職相当職」は存在しないといわざるをえないから、この点についても再審査申立人の主張は採用しがたい。

２　自働機械に対する救済申立てについて

再審査申立入は、東京整機と自働機械は一体の関係にあり、東京整機は、実質的には自働機械の一部門にすぎず、自働機械に対する救済申立ては認容されるべきであると主張する。これに対して、再審査被申立人らは、東京整機と自働機械は仕事の受注、株式等において関連性を有することは事実であるが、営業目的、営業内容にそれぞれ独自性を有し、従業員も独自に採用していること、人事、給与等も両社は異なることから、両社は一体であるとはいえないと主張する。

この両社の関係について、初審命令は、「東京整機の経営が、自働機械の経営方針や意向に強く依存し、また、制約されていたことをしめしており、同社の解散もまたＢ４社長だけでなく、株主である自働機械経営陣の一致した意思によるものであることもうかがえる。しかし、また、創業以来の社長であったＢ１前社長時代の会社は、自働機械以外の会社（例えば、オリンパス工業等）とも取引きを行なうなど、独自性のある経営を積極的に営んでいることや、その他両社の株主構成、営業内容、従業員の募集方法、労務管理などの相異からみて、両者の基本的関係は、いわゆる親会社と下請として、それぞれ独自の利害をもつ関係にある。」と判断している。本件再審査における再審査申立人の立証をもってしても、上記初審判断を変更すべき事情が認められないので、両社を一体とする再審査申立人の主張は採用しがたい。また、その他自働機械を本件不当労働行為事件における「使用者」と認めるべき理由もないから、組合が自働機械に対して主張している事実は不当労働行為に該当しないことが明らかであるとして、自働機械に関する部分について却下した初審判断については、これを左右すべき資料もないので、再審査申立人の主張は採用しがたい。

さらに、再審査申立人は、陳謝文ならびにポスト・ノーチスを求めているが、前記のとおり真実会社を解散し、従前の業務を全く行なっておらず、清算を進めている本件について、その必要を認めない。

以上のとおり、本件再審査申立てにはいずれも理由がない。

よって、労働組合法第25条、同第27条および労働委員会規則第55条を適用して主文のとおり命令する。

昭和47年10月18日

中央労働委員会

会長　石　井　照　久